

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十九号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年佐賀県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第三条中「施行規則第一条の七」を「法第十四条」に改める。

第四条中「施行規則第一条の八」を「法第十四条の二」に改める。

第五条中「施行規則第一条の九」を「法第十四条の三」に改める。

第六条中「施行規則第一条の十」を「法第十五条第二項」に改める。

第七条中「施行規則第三条の二」を「法第十五条の二第一項」に改める。

第八条中「施行規則第四条の二」を「法第十六条第一項」に改める。

第九条第一項中「施行規則第二条」を「法第十五条第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十五条第四項の規定により知事の認可を受けようとする社会福祉法人は、様式第八号の老人ホーム設置認可申請書により、その旨を申請しなければならぬ。

第十一条の見出しを「（老人ホーム事業変更届）」に改め、同条中「施行規則第四条」を「法第十五条の二第二項」に改める。

第十二条第一項中「施行規則第四条の三」を「法第十六条第二項」に改め、同条第二項中「施行規則第五条に規定する申請」を「法第十六条第三項の規定により知事の認可を受けようとする社会福祉法人」に、「よらなければならぬい」を「より、その旨を申請しなければならない」に改める。

第十九条第二項中「又は様式第二十五号の有料老人ホーム事業廃止（休止）届」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、様式第二十五号の有料老人ホーム事業廃止（休止）届によらなければならない。

様式第一号中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、6の次に次のように加える。

7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者にとっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

様式第一号中8を削り、6を8とし、9を9とし、10を10とす。

様式第二号中「老人福祉法施行規則第1条の8」を「老人福祉法第14条の2」に改める。

様式第三号中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

様式第四号中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とす。

様式第五号中「老人福祉法施行規則第3条の2」を「老人福祉法第15条の2第1項」に改める。

様式第六号中「第16条の1」を「第16条第1項」に、「便宜」を「便宜若しくは援助」に改める。

様式第七号中「（変更した）」を削り、「老人福祉法施行規則第4条」を「老人福祉法第15条の2第2項」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「老人福祉法施行規則第4条の3」を「老

人福祉法第 16 条第 2 項」に改める。

様式第十三号及び様式第十三号の二中「老人福祉法施行規則第 5 条」を「老人福祉法第 16 条第 3 項」に改める。

様式第十六号中「認可申請」を「許可申請」に改める。

様式第二十二号中「便宜」を「介護等」に、「入所定員」を「入居定員」に、「入所者」を「入居者」に、「入所一時金」を「入居一時金」に改める。

様式第二十五号中「廃止（休止）しました」を「廃止（休止）したい」に、「第 29 条第 2 項」を「第 29 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。